

# 『身だしなみ規定』

福島県立湖南高等学校 生徒指導部

頭髪は、常に清潔で端正な髪型とし、高校生の品位を保つものとする。  
服装は、清潔を旨とし、高校生としてふさわしいものを着用する。

## 「いつでも面接試験を受けられる端正な身だしなみ」

を常に意識し、シャツ・ブラウスの中に着るものから気を使うこと。

### 1 男子生徒

- (1) 頭髪は、常に清潔で端正な髪型とし、高校生の品位を保つものとする。
- (2) 学校指定の制服とする。  
(ブレザー、冬または夏スラックス、ネクタイ、ニットベスト（白）、Vセーター（紺）)
  - ① シャツについては、市販のものを着用してもよい。（下記参照）
- (3) ソックスは白色、ベルトは黒色または茶色とする。

### 2 女子生徒

- (1) 頭髪は、常に清潔で端正な髪型とし、高校生の品位を保つものとする。
- (2) 学校指定の制服とする。  
(ブレザー、冬または夏スカート・冬スラックス、リボン、ニットベスト（白）、Vセーター（紺）)
  - ① ブラウス、ソックスについては、市販のものを着用してもよい。（下記参照）

### 3 男女共通

- (1) 衣替えは6月1日及び10月1日を原則とする。
- (2) 夏季（6月1日～9月30日）の服装は、以下のとおりとする。
  - ① 男子は、シャツ及び指定の夏スラックスとし、ブレザー、ニットベスト（白）及びネクタイは任意とする（ブレザーを着用する場合は、必ずネクタイを着用する）。
  - ② 女子は、ブラウス及び指定の夏スカートとし、ブレザー、ニットベスト（白）及びリボンは任意とする（ブレザーを着用する場合は、必ずリボンを着用する）。
- (3) 冬季（10月1日～5月31日）の服装は、以下のとおりとする。
  - ① 男子は、シャツ及び指定のブレザー、Vセーター（紺）、冬スラックスとし、必ずネクタイを着用すること。
  - ② 女子は、ブラウス及び指定のブレザー、Vセーター（紺）、冬スカート（または冬スラックス）とし、必ずリボンを着用すること。
  - ③ 冬季の服装はブレザー着用とし、シャツ・ブラウス、Vセーター（紺）のみでの生活は原則認めない。
- (4) 頭髪に関して、パーマ・カール・脱色・染色等の加工を行わないこと。また、化粧等はしないこと。
- (5) ネックレス・ピアス・指輪等のアクセサリーを身に付けないこと。
- (6) 校内では学校指定のサンダル（上履き）を着用し、体育用のシューズと区別すること。
- (7) 始業式や終業式、卒業式等の儀式的行事のときは正装とする。夏季であっても、ネクタイ・リボンを着用すること。さらに女子は、学校指定のハイソックスを着用すること。
- (8) その他、学校において指導上必要と認めるときは、その指導に従うこと。

### 4 市販品購入についての注意点

シャツ・ブラウス、ソックスについては市販のものを着用してもよい。詳しくは下記を参照すること。

男女共通	シャツ・ブラウス	色は白のみ。形は、カッターシャツ、えりは角えりのもの。 (指定のものと同じ形のものとする)
男子生徒	ソックス	色は白のみ。（※ 学校指定のものはなし）
女子生徒	ソックス	色は紺のみ。長さは学校指定のものに準じる。

### 5 保護者の皆さんへ

本校では、年間を通じ、登校指導を行い、あいさつ運動・身だしなみの向上に取り組んでいます。また、頭髪及び服装に違反が認められた場合には、個別指導を行います。「いつでも面接試験を受けられる端正な身だしなみ」を常に意識し、正しい頭髪・服装での生活を心掛けてください。

身だしなみに改善が認められない場合には、保護者召喚の上、特別な指導となることもあります。家庭での指導もお願いいたします。